

平成27～29年度の介護保険料について

- 65歳以上の方の保険料は市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

玉野市の基準額 6,000円（月額）／72,000円（年額）

- 「基準額」は所得段階の「第5段階」の額にあたります。
- 「基準額」をもとに、本人の収入状況及び世帯の状況によって11段階の保険料に分かれます。

| 段階 | 条 件 | 基準額×率 | 月額保険料 円 |
|----|---|---------------|---------|
| | | | 年額保険料 円 |
| 1 | ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計額が80万円以下の方 | 0.45 | 2,700 |
| | | | 32,400 |
| 2 | 市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計額が80万円を超え120万円以下の方 | 0.75 | 4,500 |
| | | | 54,000 |
| 3 | 市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計額が120万円を超える方 | 0.75 | 4,500 |
| | | | 54,000 |
| 4 | 市民税本人非課税者かつ世帯課税者で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計が80万円以下の方 | 0.90 | 5,400 |
| | | | 64,800 |
| 5 | 市民税本人非課税者かつ世帯課税者で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計が80万円を超える方 | 1.00 <基準額> | 6,000 |
| | | | 72,000 |
| 6 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が120万円未満の方 | 1.20 | 7,200 |
| | | | 86,400 |
| 7 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 | 1.30 | 7,800 |
| | | | 93,600 |
| 8 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 | 1.50 | 9,000 |
| | | | 108,000 |
| 9 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の方 | 1.70 | 10,200 |
| | | | 122,400 |
| 10 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 1.90 | 11,400 |
| | | | 136,800 |
| 11 | 市民税本人課税者かつ合計所得金額が600万円以上の方 | 2.00 | 12,000 |
| | | | 144,000 |

（注※）合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

☆保険料の納め方は特別徴収と普通徴収の2とおりに分かります。

| 特別徴収 | 普通徴収 |
|---|--|
| 年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります。 | 年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます。 |
| ●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。 <small>（年度途中から天引きが開始された方は、回数が異なります）</small> | ●市から送付される納付書にもとづいて取扱金融機関で納めます。 |
| ※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金についても、天引きの対象となります。 <small>（老齢福祉年金については天引きの対象となりません）</small> | ※本来年金から天引きになる方でも一時的に納付書で納める場合があります。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市町村から転入した ●保険料が減額になった ●年金が一時的に差し止めになった ●天引きされている方で、年度途中に増額になった場合の増額分 など |